

# 技能講習の開催について

## 1. 集合時間

講習日の当日は、申し込み手続きの都合上、午前7時30分～8時までに  
モータースクール受付カウンターへお越しください。  
※時間厳守でお願い致します。(遅刻の場合、講習をお断りする場合があります。)

## 2. 講習開催日・時間割

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ( 日間)

[ 車両系建設機械（整地等）運転技能講習 ] (1日目 8:30～18:10 / 2日目 8:30～18:00)

[ 車両系建設機械（解体用）運転技能講習 ] (1日目 8:30～17:00)

[ フォークリフト運転技能講習 ]

Aコース (1日目 8:30～17:00 / 2日目 8:30～15:40)

Bコース (1日目 8:30～18:10 / 2.3日目 8:30～17:50 / 4日目 8:30～18:50)

[ 小型移動式クレーン運転技能講習 ]

A・Cコース (1日目 8:30～18:00 / 2日目 8:30～18:20 / 3日目 8:30～15:40)

[ 玉掛け技能講習（1トン以上） ]

A・Cコース (1日目 8:30～18:10 / 2日目 8:30～18:10 / 3日目 8:30～15:00)

[ 小型車両系特別教育（3トン未満） ] (1日目 8:30～17:10 / 2日目 8:30～16:10)

※各コースにおいて最終日の終了時間は、受講人数によって変更になる場合がございます。

◆◆◆◆ おしらせ ◆◆◆◆

[車両系建設機械(整地等)運転技能講習]及び[フォークリフト運転技能講習(Aコース)]  
を受講する際、大型特殊自動車の運転免許証が必要です。(大型特殊自動車の免許を交付し  
ていない場合、講習は受講できませんのでご注意ください。)

[車両系建設機械(解体用)運転技能講習]を受講する際、車両系建設機械(整地等)運  
転技能講習修了証が必要です。

(裏面もお読みください。)

### 3. 講習受講の際に必要なもの

- (1) 運転免許証（運転免許をお持ちでない方は本籍の記載がある住民票）
- (2) 免除対象の技能講習修了証・事業主の証明書（証明書が必要な方のみ）
- (3) 講習料金（別紙料金表をご覧ください）
- (4) 筆記用具
- (5) 写真2枚・・・当校でも撮影可（1,100円）  
 ※6ヶ月以内に撮影した、縦3cm×横2.4cmのもの（裏面に氏名を記入）  
 ※正面、脱帽、胸から上《上三分身》、背景が無地のもの
- (6) 技能講習に適した服装・手袋（玉掛け以外は軍手可）・作業靴又は運動靴  
 ※ヘルメットは貸し出し致します。

**※玉掛け技能講習では革手袋を使用します。**

### 4. お支払方法

現金・銀行振込みによるお支払いが可能です。

尚、お振込みいただく場合は、振込先口座などをご案内致しますので、事前にお知らせ願います。

その他、振込み手数料は、お客様のご負担となります事をご了承ください。

会場	整地等	解体	フォーク	クレーン	玉掛け	小型車両系
青森建機スクール (浪岡モータースクール)	●	●	●	●	●	●
青森市浪岡大字浪岡字林本 121		TEL0172-69-2090				
弘前モータースクール	●		●			
弘前市和泉 1 丁目 3-1		TEL0172-28-2525				
青森モータースクール			●			
青森市妙見 1 丁目 2-2		TEL017-738-2246				
八戸モータースクール	●	●	●	●	●	●
八戸市石堂 4 丁目 7-32		TEL0178-28-2145				